（裏）

第　　号　令和　　年　　月　　日交付

官　職

氏　名

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律抜すい

（報告及び立入検査）

第三十六条　農林水産大臣は登録実施機関に対して、都道府県知事は農林漁業体験民宿業団体に対して、この法律の施行に必要な限度において、その業務に関し報告をさせ、又はその職員にこれらの団体の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなお効力を有するものとされた同令第１条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則の一部改正）

第五十四条　漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（令和二年農林水産省令第四十七号）附則第四項の規定によりなお効力を有するものとされた同令第一条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則（平成八年農林水産省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第１号(1)から(4)までの規定中「氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）印」を「氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とし、同様式(5)中「氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）印」を「氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４を備考３とし、同様式(6)中「氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）印」を「氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とする。